

## 由利本荘市週休2日制工事に関する運用

由利本荘市週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における運用を次のとおり定める。

### 要綱第2条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。
- 2 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）については、受注者希望型において、週休2日又は交替制による取組ができるものとする。

◎：原則      ○：選択

分類 選定要件	発注方式の 指定の有無	・月単位の週休2日 ・通期の週休2日 【現場閉所】	・月単位の週休2日 ・通期の週休2日 【交替制】
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○

- 3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとする。
- 5 要綱第2条第1項の「発注者が週休2日に適さないと判断した工事」とは下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

< 発注者が週休2日に適さないと判断した工事の例（土木工事等） >

- ・ 災害対応等の発注者による緊急・応急的な指示による工事  
（例：災害復旧工事「緊急条項により随意契約を締結するような応急工事」）  
※災害の本復旧工事は含まない
- ・ 製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事

< 発注者が週休2日に適さないと判断した工事の例（営繕工事） >

- ・ 工程上の制約等の事情により週休2日制工事に適さないと判断した工事
- ・ 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合、発注工事毎に休日等が異なるこ

とは支障ない。

- 6 要綱第2条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でない」と判断した場合とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属長が判断した場合とする。

### 要綱第3条関係（定義）

- 1 要綱第3条（3）の「工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

＜現場閉所困難工事の例＞

- ・ 道路、河川、港湾等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日・祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）
  - ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- 2 要綱第3条（5）の「別に定める期間」とは、次のとおりとする。
- ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
  - ②工事全体を一時中止している期間
  - ③夏季休暇（3日間）及び年末年始休暇（6日間）
  - ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

### 要綱第4条関係（休日）

- 1 発注者が休日に行為を行わせることができる「現場代理人等」  
当該週休2日制工事に従事する元請企業の現場代理人、監理技術者（監理技術者補佐）、主任技術者および作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）をいう。
- 2 現場閉所の確認方法  
発注者は、受注者に対し、「履行報告書」に「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月に関しては、工事完成届とともに提出させるものとする。  
また、発注者は、受注者に対し、「履行報告書」「勤務状況確認表」の他、必要に応じて追加資料等の提示を求め、現場閉所の状況を確認できるものとする。  
なお、週休2日の取組が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 3 交替制の確認方法  
発注者は、受注者に対し、「履行報告書」に「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月に関しては、工事完成届とともに提出させるものとする。  
また、発注者は、受注者に対し、「履行報告書」「休日状況確認表」の他、必要に応じて追

加資料等の提示を求め、休日確保の状況を確認できるものとする。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

#### **要綱第5条関係（工期変更）**

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

#### **要綱第6条関係（工事費の積算）**

- 1 担当部署において適用する積算基準によるものとするが、週休2日制工事に係る積算方針は以下のとおりとする。

##### **（1）発注者指定型（現場閉所）**

当初予定価格は、「月単位の4週8休」以上の達成を前提とした積算（各経費に補正係数を乗じる）を行うものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、「月単位の4週8休」に満たないものは『通期の週休2日』の補正係数に変更し、契約事項の規定に基づき請負代金を変更するものとする。

また、『通期の週休2日』に満たないものについては、『通期の週休2日』の補正係数を除した変更を行い、契約事項の規定に基づき請負代金を変更するものとする。

##### **（2）受注者希望型（現場閉所又は交替制）**

当初予定価格は、週休2日の補正係数は考慮しない。

なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約事項の規定に基づき請負代金を変更するものとする。

#### **要綱第7条関係（工事成績評定）**

- 1 要綱第7条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。

なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。

- 2 要綱第7条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第4条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督職員に届けている場合は②の対象に含めるものとする。

また要綱第7条の③についても同様とする。

#### **要綱第8条関係（その他）**

- 1 発注者は、適切な工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に

提出させるものとする。

- 3 各種参考様式（工事履行報告書、勤務状況確認表、休日確認表）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。
- 4 その他、定めのない事項については担当部署が別に定める運用等によることができるものとする。

#### **附 則**

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

#### **附 則（令和6年10月1日 一部改正）**

1. この運用は、令和6年11月5日から施行する。
2. この運用による改正後の由利本荘市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和6年11月5日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名競争入札執行通知書をいい、随意契約にあつては見積徴取執行通知をいう。）を行う工事から適用する。